

目 次

第 1 章 災害予防計画.....	1
第 1 節 情報の収集・連絡体制の整備.....	1
第 2 節 災害応急体制の整備.....	2
第 2 章 災害応急対策計画.....	3
第 1 節 情報の収集、連絡・通信の確保.....	3
第 2 節 活動体制の確立.....	4
第 3 節 捜索・救急・救助及び消火活動.....	5
第 4 節 関係者等への情報伝達活動.....	7

第1章 災害予防計画

第1 基本方針

航空運送事業所等の運行する航空機の墜落等の大規模な事故による多数の死傷者の発生を予防し、また万が一の事故発生に備えて、迅速かつ円滑な災害応急対策がとれるよう、情報の収集・連絡体制の整備を行うとともに、捜索、救助、救急・消火活動を行う関係機関の資機材の整備等に努め、航空災害の予防に万全を期する。

第1節 情報の収集・連絡体制の整備

第1 基本方針

市及び航空運送業者等は、情報の収集・連絡体制の整備、情報の分析整理について必要な体制の整備を図る。

第2 主な取り組み

- 1 関係機関及び機関相互における情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、発災現場等や民間企業、報道機関、住民等からの情報収集体制の整備を行う。
- 2 機動的な情報収集を行うための車両、画像情報収集の整備を行う。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 基本方針

市は、情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。また、報道機関や住民等からの情報の収集体制の整備を行う。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課）

住民からの消防機関等を通じて入った災害情報をCAB（国土交通省東京航空局松本空港出張所、Civil Aviation Bureau）や救難調整本部へ伝達する方法等をあらかじめ定めておく。

2 情報収集を行うための情報収集手段の整備

(1) 基本方針

航空機が消息を絶つ等、遭難が予想される場合は、上空からの捜索が有効である。機動的な情報収集が行えるよう航空機等の有効利用ができる体制づくりを行う。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課）

市においては、空からの捜索は困難である。車両、画像情報収集の整備を図るとともに消防防災ヘリコプター及び県政ヘリコプター等の要請体制を整えておく。

第2節 災害応急体制の整備

第1 基本方針

市及び航空運送業者は、あらかじめ、非常時の職員の体制、救助・救急医療、消火活動に必要な体制の整備を図る。

第2 主な取り組み

- 1 非常参集体制の整備及び関係機関の連携体制をあらかじめ整備する。
- 2 消防機関及び医療機関は、救急救助用の資機材の整備、医療資機材の備蓄等に努める。
- 3 関係者への的確な情報伝達活動を行う。

第3 計画の内容

1 非常参集体制の整備及び関係機関の連携体制

(1) 基本方針

市は、非常参集体制の整備及び防災関係機関相互の連携体制をあらかじめ整備しておく。

(2) 実施計画

ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施計画（総務課・東御消防署）

（ア）職員により迅速な配備活動体制を整備し、特に勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。また、必要に応じて見直しを行う。

（イ）消防機関同士の相互応援体制が円滑に行えるよう、風水害対策編第2章第5節「広域相互応援計画」に定めるとおり緊急消防援助隊の出動を想定した人命救助活動の支援体制の整備を行う。

2 救急救助用の資機材の整備、医療資機材の備蓄

(1) 基本方針

市、医療機関等の救助、救急関係機関は、各種活動を迅速、的確に実施するために、必要な資機材の整備に努める。

(2) 実施計画

ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施計画（総務課・東御消防署）

市は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、その他応急処置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

第2章 災害応急対策計画

第1 基本方針

航空機の墜落等の大規模な事故により多数の死傷者が発生した場合に迅速かつ的確に搜索、救助、消火等の応急対策を行い、被害を最小限に止めることを目的とする。

第1節 情報の収集、連絡・通信の確保

第1 基本方針

市及び航空運送事業者等は、事故発生の情報及び被害の状況について情報を得た場合は速やかに情報の収集、関係機関への連絡にあたる。

第2 主な活動

- 1 県は国土交通省から得た情報を、関係市町村等へ連絡する。
- 2 市は、航空機や画像情報による情報収集を行うとともに、被害規模に関する概括的情報を関係機関へ報告する。
- 3 市は、応急対策の活動状況を相互に連絡し合うとともに、国土交通省等非常災害対策本部との情報交換に努める。

第3 活動の内容

1 関係市町村等への連絡等

(1) 基本方針

県は国土交通省等から得た災害発生情報について市町村等に速やかに連絡し、情報収集体制の確立を早期に行う。

(2) 実施計画

ア 県の実施対策

災害発生情報について、速やかに関係消防本部に連絡するとともに地域振興局を通じて市町村へ連絡を行う。

2 情報の収集及び報告

(1) 基本方針

市は、航空機や画像により情報を収集した場合や、住民からの災害発生直後の一次情報を得た場合は直ちに関係機関へ報告を行う。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（総務課）

市は、人的被害の状況を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め把握できた範囲から直ちに地域振興局へ連絡する。

3 応急活動対策の情報収集

(1) 基本方針

市は、応急対策の実施状況について相互に情報交換を行うとともに、広域応援体制の必要性について随時運輸省又は非常時災害対策本部に対して連絡を行う。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（総務課）

市は、応急対策の活動状況、対策本部の設置状況、応援の必要性を県に連絡する。

第2節 活動体制の確立

第1 基本方針

地方公共団体、関係機関等は災害発生後速やかに活動体制の確立を図るため必要な措置をとる。

第2 主な活動

- 1 職員の非常参集、情報収集連絡体制等を確立し、必要に応じて災害対策本部を設置する。
- 2 被害等の規模によっては、必要に応じて広域応援の要請を行う。

第3 活動の内容

1 職員の非常参集・情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置

(1) 基本方針

災害を覚知した場合は、速やかに関係職員を参集するとともに、情報収集連絡体制の確立のために必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（全部等）

風水害対策編第3章第3節「非常参集職員の活動」の定めるところにより、関係職員は早期参集を行うとともに、想定される災害の規模を勘案して必要に応じて災害対策本部を設置する。

2 広域応援体制への早期対応

(1) 基本方針

被害規模により、広域応援体制をとる必要があることからあらかじめ締結された広域応援協定に基づき速やかに受援体制を整える。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（総務課）

市は、災害の規模等により市の活動のみでは十分な応急活動が行えない場合は風水害対策編第3章第4節「広域相互応援活動」の定めるところにより応援要請を行うとともに、応援を受け入れるための受援体制を早急に整える。

第3節 搜索・救急・救助及び消火活動

第1 基本方針

災害が発生した場合には、関係機関は速やかに連携して搜索、消火、救助、医療活動を実施する。

第2 主な活動

- 1 航空機の遭難等の情報を得た場合は、ヘリコプター等多様な手段を活用した搜索活動を実施する。
- 2 航空管理者等は、航空災害が発生した場合は消防機関と連携した消火活動を実施するとともに必要に応じて、関係機関への応援要請を行う。
- 3 関係機関等の協力を得て医療活動を実施する。
- 4 緊急通行車両の通行を確保するため、交通規制を適切に実施する。

第3 活動の内容

1 関係機関による、ヘリコプター等多様な手段を活用した搜索活動の実施

(1) 基本方針

東京救難調整本部から航空機の遭難情報を得た場合は速やかに、ヘリコプター等を活用した搜索活動を実施する。

(2) 実施計画

ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施対策(総務課・東御消防署)

県から災害発生情報を得た場合は、消防機関においては速やかに非常備消防団と連携した搜索活動に着手し、得た情報は県へ連絡する。

2 消火・救助活動の実施

(1) 基本方針

災害の発生箇所が確認された場合は、速やかに被害状況の把握を行うとともに、あらかじめ定められた救助計画等により、消火、救急・救助活動を行い必要に応じて広域応援体制をとる。

(2) 実施計画

ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施対策

(ア) 市内で発生した場合は、風水害対策編第3章第7節「救急・救助・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるところにより救急・救助活動及び消火活動を実施する。

(イ) 災害の規模等により、広域応援の実施が必要と認められる場合は前述したとおり、風水害対策編第3章第4節「広域相互応援活動」に定めるところにより要請を行うものとし、必要に応じて第6節「自衛隊災害派遣活動」に定めるところにより要請する。

3 医療活動の実施

(1) 基本方針

多数の負傷者への応急処置や救急搬送に対応するため、地域医師会や日本赤十字社、自衛隊等の関係機関の協力を得て迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策

(ア) 自衛隊や日本赤十字社の協力が必要な場合は、所用の要請を行うとともに不足が見込まれる医薬品がある場合は調達に必要な措置をとる。

(イ) 市内で発生した事故の場合には、風水害対策編第3章第7節「救急・救助・医療活動」に定めるところにより医療活動を実施する。

4 緊急車両の通行確保と交通規制の実施

(1) 基本方針

被害状況に応じて、緊急車両の優先通行を図るため必要な交通規制を実施する。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（市民課・建設課）

緊急車両の通行を確保するため、一般車両の通行禁止や応援車両の交通誘導を実施する。

また、緊急車両が特定の道路に集中し渋滞等が発生しないように必要に応じて広報車両、誘導員等を配置して規制を実施する。

第4節 関係者等への情報伝達活動

第1 基本方針

被災家族からの問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により対応する。

第2 主な活動

- 1 被災家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。
- 2 一般住民に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第3 活動の内容

1 被災家族への情報伝達活動

(1) 基本方針

被災家族等のニーズを十分把握して災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かに正確に提供する。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（企画振興課）

- (ア) 県及び航空運送業者等と相互に連携をとりあいながら航空災害の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、インターネットポータル会社等の協力を得ながら、(株)上田ケーブルビジョン、緊急情報等メール配信・(株)エフエムとうみ等を利用して随時情報の更新を行う。
- (イ) 市内で発生した事故については、風水害対策編第3章第28節「災害広報活動」に定めるところにより被災者の家族等に対する広報活動を実施する。

2 一般住民への情報伝達活動

(1) 基本方針

地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民にも随時情報の提供を行う。

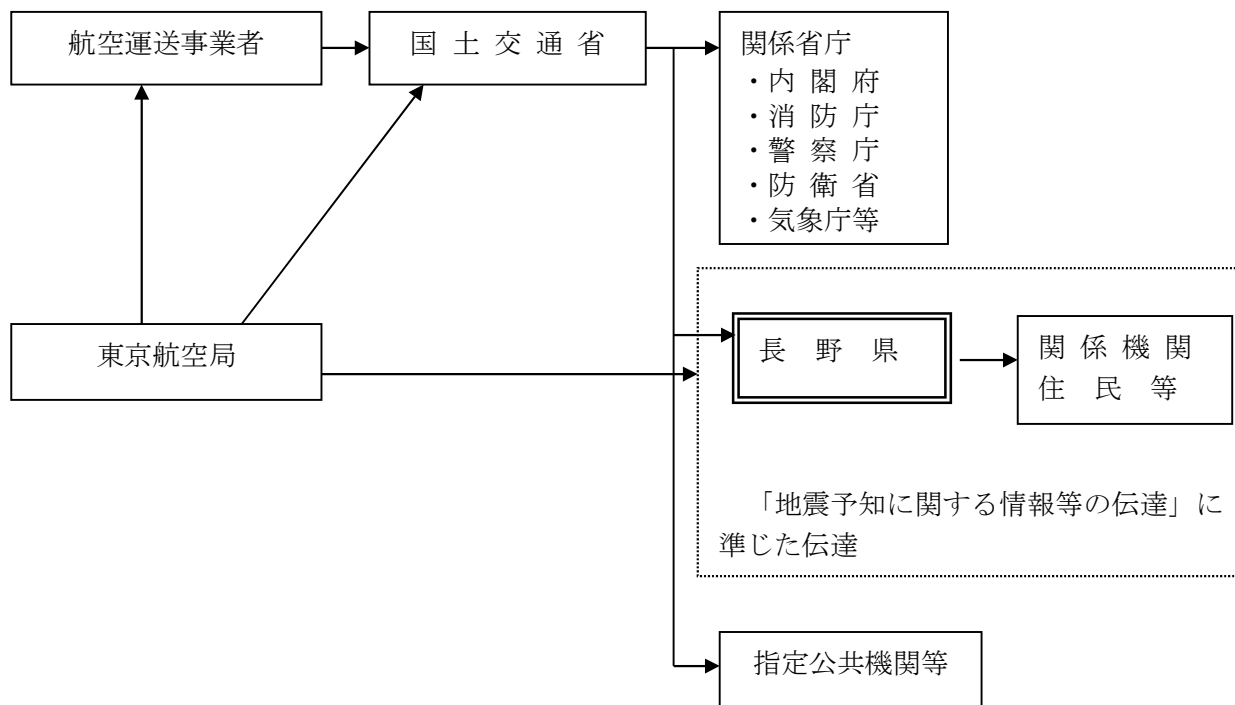
(2) 実施計画

ア 市の実施対策（企画振興課）

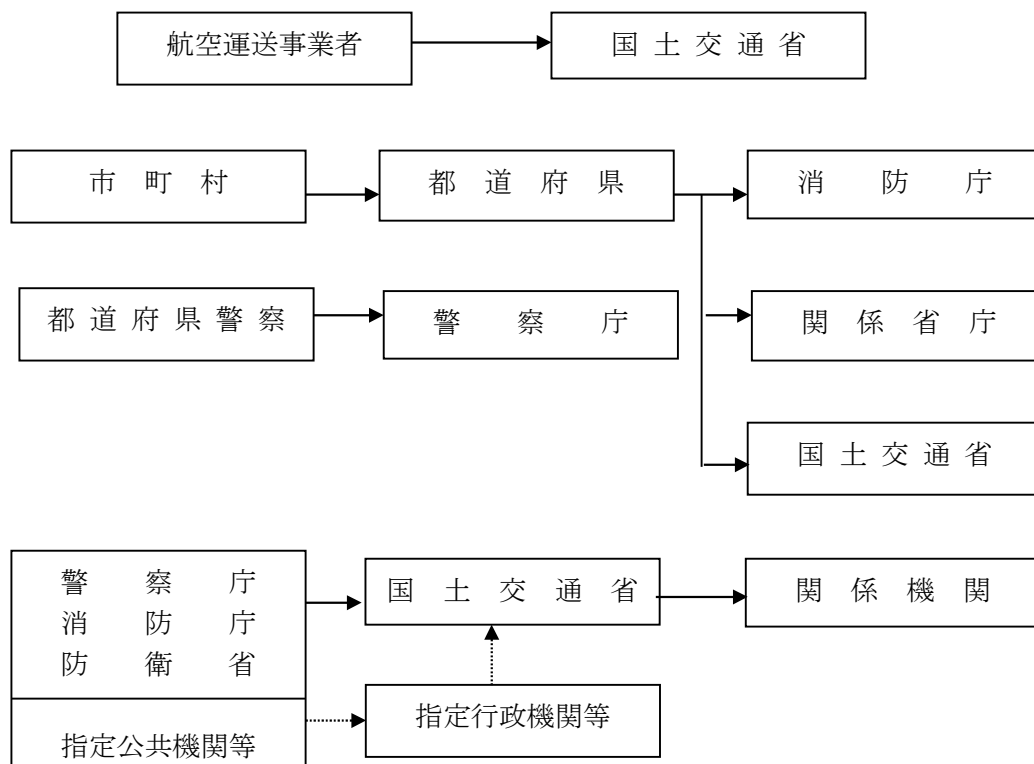
- (ア) 県及び航空運送業者等と連携を取りあいながら航空災害の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握して家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。このために必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、インターネットポータル会社等の協力を得ながら、(株)上田ケーブルビジョン、緊急情報等メール配信・(株)エフエムとうみ等を利用して随時情報の更新を行う。
- (イ) 市内で発生した事故については、風水害対策編第3章第28節「災害広報活動」に定めるところにより被災者の家族等に対する広報活動を実施する。

航空災害における連絡体制

(1) 航空事故情報等の連絡

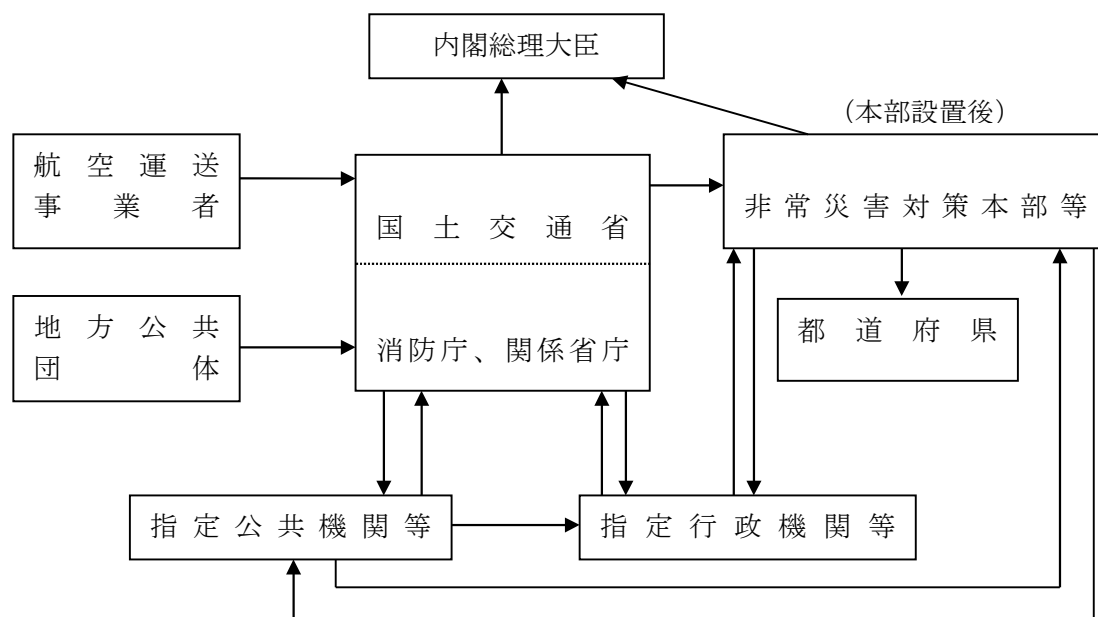


(2) 航空事故発生直後の第一次情報等の収集・連絡

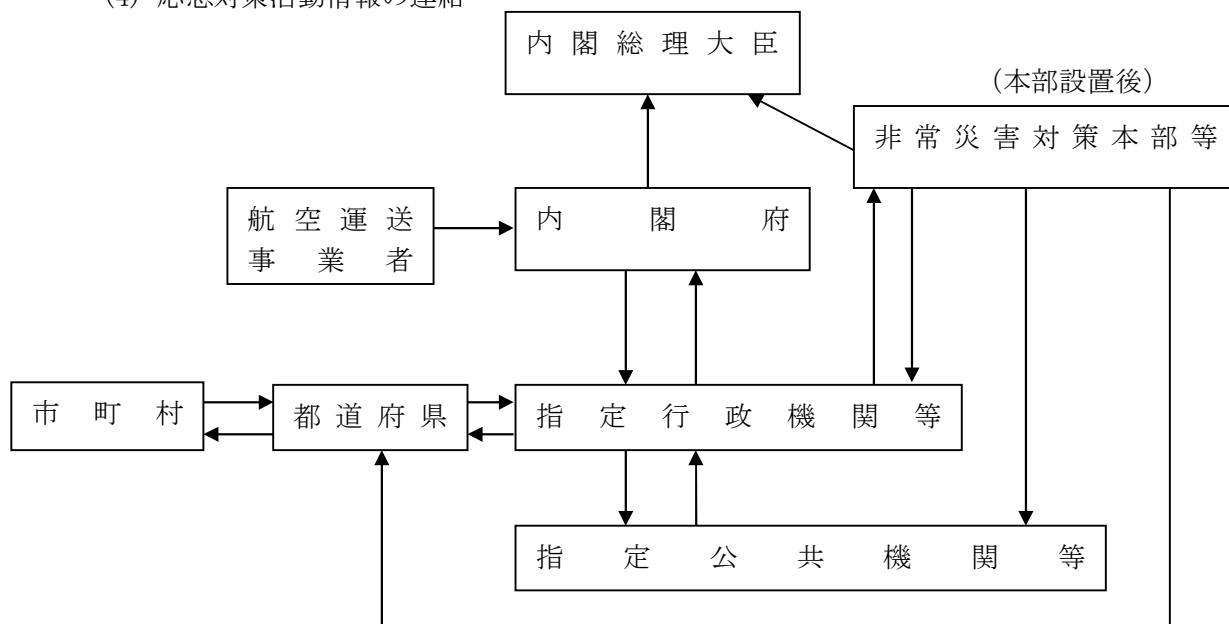


大規模な場合（は、指定公共機関等の場合）

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



* この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。